施設外就労業務請負契約書

　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と　 　　　（以下「乙」という）は甲の〇〇〇〇の業務（以下「業務」という）について、次のとおり業務請負契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第１条（甲の請負業務を実施する事業所及び作業場所）

甲の指示のもと、乙は甲の事業所内、及び甲の指定する場所で業務を実施する。

第２条（業務内容）

甲が乙に対して委託する本件業務の内容は、以下のとおりとする。

 【　具体的に記載　】

第３条（作業期間）

甲が乙に対して委託する本件業務の作業期間は、以下のとおりとする。

令和　　年　　月　　日から【具体的な日もしくは〇ヶ月】

 甲または乙の申し出により上記期間が変更になる場合は、甲乙協議の上、決定する。

第４条（対象者）

業務に従事する乙の対象者は、以下のとおりとする。

 　事業所の利用者（以下「利用者」という）　　　　　　　名

施設外就労担当職員 （以下「職員」とう）　　　　　　　名

但し、状況により対象者が変更となる場合がある。

第５条（作業日・時間・休憩）

甲が乙に対して委託する本件業務の作業条件は以下のとおりとする。

1. 作業日：【　月曜から金曜（週５日）但し祝日等は除く　】

② 作業時間：【　××：××～××：××　】

③ 休憩時間：【 午前中　　分/1回、午後　　分/1回　】

ただし上記時間以外であっても、乙の職員が作業対象者の体調及び作業の確認上、必要と判断した場合には、甲に連絡、相談の上、休憩を取ることができる。

第６条（作業工賃の支払い等）

甲が乙に支払う作業工賃は、完成された業務の対価とし、以下のとおりとする。

1. 作業工賃：　【　　　　円／㎡　　円／時間　　円／日　等を記載　】

② 支払い条件

* 締め日：毎月〇日
* 支払日：翌月〇日（○日が銀行の休日に当たる場は，その翌営業日）
* 振込先：乙の指定する下記口座（支払手数料は甲の負担とする）

　　　　　　　　銀行　　　　　　　支店

　　　　　普通預金　　　　　　　　　　　　口座名義人

第６条（施設外就労担当職員の責務）

乙は甲から独立して委託業務を実施し、利用者の引率、作業内容の把握、管理、指導については乙の職員が行う。

第７条（業務中の事故）

乙は業務において事故が発生した場合、適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告しなければならない。業務対象者は乙の監督下にて事前に傷害保険へ加入し、業務中の事故・負傷等についての全ての責任は乙が追うものとする。

ただし、 事故の原因が甲側の過失による場合は、この限りではない。

第８条 (途中解約)

甲又は乙は、本契約を有効期間の途中で解約しようとする場合には、【　　日／ヶ月】前までに書面にて相手方にその旨を申し出なければならない。

第９条（その他）

本契約に定めのない事項が発生した場合、または解釈に疑義が生じた場合は、甲および乙は誠意をもって協議しこれを解決する。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲・乙署名捺印の上、各々１通を保有する

令和　　年 　月 　日

[甲]

住 所　　　　：

氏名（法人名）： 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

[乙]

住 所　　　　：

氏名（法人名）： 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞